

第3回 大阪市建設事業評価有識者会議

- 日 時 平成23年11月24日(木) 午前9時30分～11時30分
- 場 所 大阪市役所 本庁舎屋上(P1)階 会議室
- 出席者 (委員)
 - 塚口座長、角野座長代理、加茂委員、高瀬委員、松島委員、水谷委員
(大阪市)
 - ・港湾局
 - 田中防災・施設担当部長、高橋業務改革担当課長
 - ・市政改革室(事務局)
 - 谷川市政改革室長、岡本行政評価担当部長、生駒行政評価担当課長
- 議 題
 - (1) 第2回大阪市建設事業評価有識者会議意見に対する所管局の追加説明等について
 - (2) 平成23年度事業再評価対象事業に対する所管局の評価の妥当性について

(生駒行政評価担当課長) おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成23年度の第3回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたします。

私は、市政改革室行政評価担当課長の生駒でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

なお、加茂委員におかれましては、若干到着が遅れる旨、連絡いただいておりますので、これより議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料一覧を御覧ください。3枚目になっております。

追加説明ということで、前回いろいろ御意見いただきました内容を踏まえまして、

調書の修正等、それから本日も港湾局に来ていただきまして、補足説明を若干していただくことにしております。その辺りを資料1、資料2に付けております。それから、意見のとりまとめに向けて御議論いただくということで、大阪市としての意見のとりまとめの体裁といいますか構成案を資料3に、本日御議論いただく材料として、個別事業の論点についてまとめたものを資料4に付けております。

それから、参考資料として、これは既にお配りしているものですが、再評価の方法等を参考資料1及び参考資料2に、スケジュールも含めまして付けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、塚口座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

(塚口座長) 皆さん、朝早くからお越しくございまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに前回の会議で皆さんの御意見を受けまして、各事業の調書について何点か修正をしていただいております。

それから、調書15の此花西部臨港緑地整備事業及び調書16の中央突堤臨港緑地整備事業でございますが、この二つの港湾局の事業につきましては、前回の質疑で少し分かりにくい点があり、このうち調書16につきましては、特に埋立部分の今後の事業進捗の見通しについて補足説明をしていただきたいと考えましたので、事務局にお願いしまして、今回も港湾局の方に来ていただいたということでございます。

それでは、まず、この修正につきまして簡単に事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(生駒行政評価担当課長) まず、資料1を御覧いただきたいと思います。

資料1に事業再評価調書の修正等についてという標題になっておりますが、一枚めくっていただきまして、別添資料1がございまして、今年度御議論いただく18事業につきまして、所管局の自己評価の一覧表を付けております。

特に街路事業と道路事業との自己評価でBとCとの違いを一覧表でも分かりやすくすべきという御指摘を前回いただきましたので、調書の「7 対応方針（原案）」の記載内容に街路事業及び道路事業の追加説明の内容を加えまして、再整理しましたものをこの一覧表の一番右に「所管局の考え方」として欄を追加しております。一覧表については、これで少しは見やすくなったかと思っております。

これ以外にも、各事業の調書について前回いただきました意見を踏まえまして修正しておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、調書7の正蓮寺川歩行者専用道と調書11の正蓮寺川公園についてですが、御覧いただきたいと思います。

この二つの事業ですが、公園と歩行者専用道とを一体的に整備する事業ですので、「2 事業概要」のところで一体的に整備することをそれぞれの調書で明記しております。

また、前回「3 事業の必要性の視点」の「②定量的効果の具体的な内容」につきましては、受益者が、両者で少し異なっておりましたので、これを統一しております。更に「③費用便益分析」の便益につきましては、園路としての歩行者専用道を含む公園全体がもたらす便益とし、また、費用につきましても公園及び歩行者専用道の両方の費用を合算したものとして、統一しております。

なお、費用便益比ですが、再精査いたしましたところ、建設費の算定の部分で数値の誤りが判明いたしましたので、前回の16.72に対して今回の14.64に修正しております。

次に調書13の長橋住宅地区改良事業ですが、前回の会議での意見を踏まえまして「3 事業の必要性の視点」の「③費用便益分析」に参考として記載されておりました国土交通省の「新規事業採択時評価の採択基準は費用便益比0.5以上である」というところは削除しております。また、自己評価をBとしておりますが、これについては、所管局から用地買収において改善の兆しがあるとの説明が前回ありましたので、この点について明確となるよう調書を修正しております。

具体的には「⑦今後の事業進捗の見通し」のところで、大地主が事業協力に理解も見せつつあり、他の土地所有者とも粘り強く交渉を進めて平成27年度の事業完了をめざすという趣旨の修正をしております。

なお、「7 対応方針（原案）」のところにも同様の趣旨の修正を加えております。申し遅れましたが、修正箇所には下線を施しております。

それから、調書15の此花西部臨港緑地整備事業及び調書16の中央突堤臨港緑地整備事業につきましては、後ほど港湾局から説明していただきますが、事業が遅れることによる防災緑地の機能発現も遅れる影響、調書16の中央突堤臨港緑地整備事業については、事業が遅れることによって地域活性化への影響や埋立部分の今後の事業

進捗の見通しについても前回質疑がございましたので、修正を加えております。その点につきましても後ほど港湾局から説明していただきます。

それから、調書18の泉尾配水場建設工事につきましては、整備による効果が得られる範囲を明確にするなど、整備の必要性が分かりやすくするようとの意見をいただきましたので、「3 事業の必要性の視点」の「②定量的効果の具体的な内容」で、泉尾配水場の新設によりまして、災害発生時に大正区の全域と浪速区、港区、西区、西成区の一部地域への運搬給水の拠点が確保できるということと、「5 事業の優先度の視点」で事業が遅れることによる影響で、地震発生時に大正区やその周辺地域への迅速な応急給水が可能となる活動拠点が確保できない状況が続くこととなるということを追記しております。

修正につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

(塚口座長) それでは、続きまして、港湾局から補足説明をお願いいたします。

(高橋業務改革担当課長) おはようございます。業務改革担当課長の高橋でございます。

それでは、資料2に基づきまして、調書の修正箇所等の説明をさせていただきます。ただいま、事務局から説明がございましたように、調書15「此花西部臨港緑地整備事業」と調書16「中央突堤臨港緑地整備事業」でございますが、前回の会議におきまして、緑地整備により狙う具体的な効果、防災緑地でどのようなことをするのか、防災緑地の機能発現が遅れることによる影響、これを当面どう代替するのかということの質疑があったことを踏まえまして、調書を以下のとおり修正しております。

各調書の「2 事業概要」の「②事業目的」のところの下線を施している部分でございますが、「耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管や荷捌き等の」の文言を追加いたしております。

「5 事業の優先度の視点」の事業が遅れることの影響でございますが、これにつきましても、各調書の最後の2行で「また、防災緑地としては、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているが、将来的にはより広いオープンスペースが必要である」の文言を追加いたしております。

中央突堤臨港緑地整備事業につきましては、調書15と同様の2点に加えまして、事業が遅れることによる海遊館等集客施設を含めた当該地区の活性化への影響ということで質疑がございましたので、これを踏まえまして調書を修正しております。

「5 事業の優先度の視点」のところでございますが、「埋め立てによる緑地造成を

行う区域については、完了予定年度が遅れる予定であるが、海遊館や天保山マーケットプレースなどの集客施設に近い部分の緑地については既に供用しており、残る既存区域の緑地整備及び物揚場整備については、」ということで、集客施設に近い部分については既に供用されているという文言を追加いたしております。これにつきましては、後ほど補足説明の中でもう一度説明させていただきます。

「4 事業の実現見通しの視点」の「⑦今後の事業進捗の見通し」では埋立造成を含む部分の補足を若干させていただいております。

では、資料2の別紙1「進捗状況図」を御覧いただきたいと思っております。この図面でございますが、上の方に表示しておりませんが、天保山マーケットプレースがございまして、海遊館、旧サントリーミュージアム、ホテルシーガルへと続いている一帯のエリアに隣接する実線で囲んでおります部分、「緑地（供用中）」と書いておりますが、既に緑地として供用している部分でございます。その下の方に破線で囲んでいる部分、「緑地整備（既存区域）」、「物揚場整備」、「埋立造成及び緑地整備」と書いておりますが、この部分は未供用でございます。特にこの斜線を引いている部分については今後埋立造成を必要とする部分ということになってございます。「緑地整備（既存区域）」の着色部分及び「物揚場整備」の部分、ここを今回優先して整備したいと考えておりまして、その間にコスト縮減策等を検討した上で、先ほど申しました「埋立造成及び緑地整備」の斜線部分を整備したいと考えております。

別紙2「スケジュール」を御覧いただきたいと思っております。これは飽くまで現時点のスケジュールでございますが、現在の予定では、平成26年度までに既存区域の緑地整備と物揚場整備を行いまして、先ほど申しましたコスト縮減策等を検討した上で、27年度から埋立造成に着手していきたいと考えております。今後の財政状況等により変更される可能性もございますが、現時点では今申しました状況を踏まえまして、このように考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(塚口座長) ありがとうございます。

ただいまの追加説明につきまして、委員の皆様方から御質問・御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、私の方から一つだけお尋ねいたします。一番最後のスケジュールが書かれたチャートですが、この場合、どちらかといいますと規模の大きい埋立造成という

ものが平成27年度のスタートということになっておりますので、これは少し、今回、立ち止まって考えてみるというような選択肢はないのでしょうか。つまり、一番上の緑地整備（既存区域）に関するものというのは、事業費からいきますと下の埋立てと比べるとかなり小さいのではないかと思うので、こういうスケジュールを考えておられる局としての御意向をもう一度御説明いただけますでしょうか。

（田中防災・施設担当部長） 防災・施設担当部長の田中でございます。

ただいまの御質問ですが、局としてはできる限り本当は埋立ても早めたいという思いがございます。ここにも書いてありますが、財政状況によりまして予算がなかなかついてこないという状況がございますので、緑地整備なり物揚場なりをまずは先行させて、そこでできる限り防災拠点、緑地を増やしておいて、その後に予算がつき次第、引き続いて実施していきたいということで工程を描いております。実際には工程上は10年も掛からないのですが、予算がない中でできる限り先行するところを実施し、継続してやっていきたいという状況でございます。

以上でございます。

（塚口座長） ありがとうございます。

ほかに委員の皆様方、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見もないようでございますので、追加説明に関する質疑についてはこれにて終了させていただきたいと思っております。港湾局の皆様、どうもありがとうございました。

（港湾局職員 退席）

それでは、ただいまから、所管局の18事業の自己評価につきまして、評価結果に至る過程が妥当であるかどうかを審議していきたいと思っております。

その前に、最終的な当会議の意見に関してなのですが、市としてとりまとめて公表していくということになっておりますので、どんな形で公表をされることになるかをあらかじめ委員の皆様方に御理解していただいた方が良くと思います。つまり前年度と今年度は、有識者会議ということでこの会議の位置付けが変わっておりますので、若干公表の仕方も変わっているということでございます。それで、事務局で意見のとりまとめの構成案を用意していただいております。また、議論の資料といたしまして、論点の整理もしていただいております。

それでは、これらに関する説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお

願いたします。

(生駒行政評価担当課長) それでは、資料3「平成23年度事業再評価に係る有識者会議の意見とりまとめ(構成案)」及び資料4「事業再評価、個別事業の論点について」の2つの資料を使って御説明いたします。

まず、資料3ですが、これはこの有識者会議でいただきました意見に基づき、本市が最終的にとりまとめて公表する際に、具体的にどのような形になるかをイメージしていただくために作成した案でございます。

まず1ページ目でございます。

「第1 事業再評価対象事業」ですが、これは本市の行政評価実施要綱に規定する対象事業の該当条件を記載しております。

続きまして「第2 意見聴取の方法」ですが、1ページ目から3ページ目までの上段までにかけて、第1回会議において御了承いただき、また、本日も参考資料2として付けております「事業再評価の方法について(評価の視点と評価分類の整理)」の内容を記載しております。これで所管局の評価結果に至る過程を確認することができます。

3ページ目の「第3 有識者会議における意見」には、今回の対象事業と所管局の評価結果を一覧表で記載しております。一番右の「有識者会議の意見」欄は空欄となっておりますが、これからの議論を踏まえまして、最終的に所管局の評価結果が妥当であるか、妥当でないか、妥当でないならばどの評価が妥当なのかを記載いたします。また、当該事業について、留意事項として何か付すべき意見等がありましたら、ここにその概略を記載いたします。

次に4ページ目の「第4 自己評価の方法に対する有識者の意見」ですが、今年度の評価方法については第1回会議で御了承いただきましたが、次年度以降の実施の際の参考とさせていただくため、「第2 意見聴取の方法」の「所管局による自己評価の方法」についての意見やその他再評価全般についての意見がありましたら、こちらに記載したいと思っております。

続きまして、次のページの「第5 個別事業の実施状況および有識者の意見」ですが、全18事業についての個別の確認事項や意見をまとめるものでございます。ここでは1事業を例に記載しております。「(1) 事業実施状況」ですが、各個別事業の調書の内容を抜粋しております。下の「(2) 所管局の評価結果」のところには評価分類A

からEの所管局の評価結果を記載しております。最後の「(3) 有識者会議の意見」では、まず初めに「評価結果は妥当である」若しくは「評価結果は妥当でなく、これこれが妥当である」ということを記載いたします。また、留意事項がある場合は併せてこちらに記載いたします。この下の※印以下にあります3つの視点ごとに意見をまとめて簡潔に記載いたします。評価の視点ごとの確認事項や意見ですが、3つの視点のそれぞれについて、事実確認を行った事項、所管局の見解・判断の確認を行った事項、各委員の意見を記載いたします。

次にこのページと並べて資料4の1ページ目を御覧ください。

資料4は、本日御議論いただく個別事業の論点をまとめたものでございます。この資料4の※印以下の3つの視点に記載している論点につきましては、本日御意見をいただきまして、それを基に修正をした上で、今御覧いただいている資料3の※印以下の該当部分を記載していく予定としております。

1事業分を構成案の見本として、お示ししましたが、このような構成で個別事業、全18事業分をまとめていきたいと思っております。

資料3に戻りまして、その後のA3判を折り込んでおります「事業再評価対象事業及び評価一覧表」と「平成23年度事業再評価対象事業位置図」、A4判の「大阪市建設事業評価有識者会議委員名簿及び同開催経過」についても参考として添付したいと考えております。一覧表の一番右の「有識者会議の意見」欄は空白となっておりますが、こちらも先ほどの「第5 個別事業の実施状況および有識者の意見」で視点ごとの評価をまとめたものと留意事項をそのまま抜き出して記載したいと考えております。

それでは、資料4を御覧ください。先ほども若干御説明いたしましたが今年度対象の全18事業について、評価視点ごとの論点を各事業の調書や前回までの議論を基にまとめたものでございます。こちらの論点につきまして、所管局の見解、説明が理解できる、納得できるものかどうか、評価の根拠となる事項が認められるかどうかについて意見をいただきたいと思っております。

なお、先ほどの資料3でも御説明申し上げましたとおりこちらの論点は特に議論がございませんでしたら、例えば「認められるかどうか」というふうに記載しております場合は、「認められる」とし、また、例えば「理解できるかどうか」というふうに記載しております場合は、「理解できる」として最終形の公表のベースにしていきたいと考えております。表現等も含めて意見を頂けましたら幸いです。

御説明は以上でございます。

(塚口座長) ありがとうございます。

それでは、各事業につきまして、参考資料2に記載されております事業再評価の方法に沿って、事業の必要性、事業の実現見通し、そして、事業の優先度の3つの視点から、所管局の見解について、妥当かどうか、また、異議がある場合にはどの評価が妥当なのか、御意見をいただきたいと思えます。

更に、条件付きで所管局の評価を認める場合には、随時、留意事項として付すべき意見をいただきたいと思えます。

それでは、資料4の論点を基に議論を進めていきたいと思えます。こういった流れで進めていってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方には、資料4につきまして事前にお目通しをいただいていると聴いておりますので、全18事業について、どの事業からでも結構でございますから、ただいま申し上げました事業の必要性等につきまして、妥当であるかどうか、また、付すべき意見はないかどうか、こういったことにつきまして、どの事業からでも結構でございますから、お気付きのものがありましたら御発言をお願いしたいと思えます。そして、自由に御発言いただいた後に、それぞれの事業につきまして確認していきたいと思っております。

どの事業でも結構でございますので、お気付きの点がありましたら御発言をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

少し時間をおきますので、お気付きの点がございましたら、御発言いただければと思えます。

角野委員、何かございますでしょうか。

(角野委員) 一通りは目を通したわけですが、特に見当たりませんでした。

(塚口座長) 松島先生、どうぞ。

(松島委員) 個別事業というより全体の話になるかもしれないのですが、先ほど御説明いただいた資料3の2ページ目の「1 評価の視点」の「(1) 事業の必要性」の①のところで、今回、再評価ということですので、ここに書かれていますとおり、前回評価時点と現在とで情勢が変わっていった、それに対してどう適合しているかということを確認するということが書かれているかと思うのですが、前回評価時点とこの個別

の論点においても、必要性のところ、情勢がどの程度か変わっていて、それに対して必要性の評価が変わっているのか変わっていないのか。変わっていないのであれば、それほど必要性についてあえて議論する必要もないのかなと思っております。そこが分かるような形にいただければ非常に見やすいかと思えます。

例えば資料4の3ページ目の4「尼崎堺線（西成南）」においては、この事業の必要性の1行目に、沿道利用が工場から大型店舗に転換するなどということが書かれているわけですが、5年前の再評価時点からの変化というのであれば、必要性という観点で見たときに、情勢が変わっているのか変わっていないのかということ、変わっているのであれば、情勢がどう変わっていてそれに対して必要性がどのように変わっているのかということ、明記していただけるとありがたいと思えます。

以上です。

(塚口座長) 今の御提案ですが、これはどういう形で活かせればよろしいでしょうか。

(松島委員) 例えば、費用便益比がもし変わっているのであれば、費用便益比の根拠となる数字が変わっているところを明記していただければと思えます。

(塚口座長) それは分かるのですが、この段階で今の御提案をどう活かしていこうかということなのです。今の御提案を全ての事業にわたって精査しようとなると、もう一度やり直す必要が出てくることもあるわけですが。その辺りで事務局は、以前の資料、今回の平成23年度の資料は所管局が作っているわけですが、以前の再評価時点ではこういうふうに判断したと、それとの関係で今回の判断というのは、所管局にどういう資料をお求めになっていたのですか。

(生駒行政評価担当課長) 基本的には、前回の再評価時点から大きく変わっているものがあれば調書に記載をしていただいておりますし、大きな変化がないような場合でしたら、改めて記載はないという整理になっております。

(塚口座長) ということは、松島委員からの御質問に一応答えた資料作成になっていると考えてよろしいでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) 事務局としてはそのつもりで各所管局に作成をお願いしております。

(塚口座長) ということで、松島委員は、この個別事業について、何かその辺で気になるところはございますでしょうか。一般論としておっしゃっているということであれば、今の事務局の話で一応そういうことも確認した上で所管局に資料作成を依頼して

いるということでありますので、もし何か気になる点があったらお示しいただければと思います。

(松島委員) そういう点でやっていただいているとはもちろん思っていたわけですが、ここにポイントとしてそのように書かれておりましたので、それを明記していただける方が良くかなと思っただけでございます。特に資料の修正ということではないのですが、変化ということがあえてここに書かれておりましたので、それに対応できているということを明記していただいた方が良くかと思えます。

(塚口座長) そういうような姿勢で資料を作っているということをどこかで記載しておいたらよろしいかと思えます。

ほかに一般論としての御発言や個別事業に関しての御意見、いろいろ結構でございますので、あればお願いしたいと思えます。もし特になければ、これから一つ一つ確認をしてみますから、その際に、もしお気づき点がございましたら御発言いただくという形にしていってよろしいでしょうか。つまり、特段ここは特に議論しなければいけないというようなことでもないのでございますから、18事業をそれぞれ均等に議論して、最終的な有識者会議としての判断を得たいと思えます。

それでは、全18事業について、順番に意見の確認をしてみたいと思えます。

まず、1番の「豊里矢田線（北田辺）」でございますが、事業の必要性、事業の実現見通し、事業の優先度について、妥当であると思われませんか。あるいは御意見がございますでしょうか。所管局の評価結果は「事業継続（A）」ということになっております。つまり重点的に事業を継続するということになっておりますが、この判断はいかがでございますでしょうか。3つの視点から妥当だと思われるのか、あるいは妥当でないと思われるのか、その辺りでもし御意見などがありましたらお願いしたいと思えます。

特に意見はございませんでしょうか。

それでは、本事業の所管局の評価結果の「事業継続（A）」は妥当という意見にさせていただきますかと思えます。

また、留意事項として付すべき意見はございますでしょうか。

特にございませんか。

それでは、「留意事項はなし」ということにさせていただきますかと思えます。

それでは、次の2番でございます。「河堀口舍利寺線」につきまして、3つの視点か

ら所管局の評価結果の「事業継続（B）」は妥当であるかどうかをお聴きしたいと思えます。これにつきましてはいかがでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、河堀口舍利寺線につきましても所管局の評価結果は妥当であるということにさせていただきます。

留意事項として付すべき意見につきましても特にございませんでしょうか。

それでは、「留意事項はなし」ということにさせていただきます。

次の3番の「鞍作線」につきまして、3つの視点からの評価結果はいかがでございましょうか。また、留意事項として付すべき意見はございませんでしょうか。所管局の評価結果は「事業継続（C）」となっております。

特に御意見はございませんでしょうか。

この事業につきましては、進捗率、特に用地取得率などにつきましてはかなり高い水準であるのですけれども、他の視点から所管局の評価結果は「事業継続（C）」ということになっております。よろしゅうございましょうか。

留意事項として付すべき意見はいかがででしょうか。

それでは、「留意事項はなし」ということにさせていただきます。

次に4番の「尼崎堺線（西成南）」につきましてはいかがでしょうか。これにつきましては、所管局の評価結果は「事業継続（C）」ということになっております。特に御意見はございませんでしょうか。お気づきの点がございましたら御遠慮なく御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特にないようございしますので、「事業継続（C）」は妥当として、「留意事項はなし」という形でまとめさせていただきたいと思えます。

それでは、次の5番の「十三吹田線」でございまして。「事業継続（C）」という所管局の評価結果でございしますが、これについてはいかがでございましょうか。資料4をお目通しの上、もし異議のあるところがあれば御発言をお願いしたいと思います。

異議ございませんでしょうか。

（水谷委員） 評価は、「事業継続（C）」というので良いのですが、用地取得率が低い水準にとどまっています。留意事項として付すべき意見を入れるかどうかについて、皆さんの御意見を聴きたいと思えます。用地取得を頑張るような努力をしていただきたいということをどこかに書いておく必要があるのではと思えます。

（塚口座長） 「事業継続（C）」ということにはなっておりますが、他の街路事業と比

べまして用地取得率がかなり低い水準にとどまっているということからの御発言でございますが、いかがでしょうか。用地取得に更に努められたいということを留意事項として付すべきかということで、委員の皆様方は、いかがお考えでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、留意事項として付すべき意見を付けさせていただくということによろしゅうございませうか。用地取得に努められているとは思いますが、更に努めてくださいということかと思ひます。

では、そういう形にさせていただきたいと思ひます。

次に6番の「天王寺大和川線」でございますが、「事業継続（A）」という所管局の評価結果になっております。資料4の5ページから6ページに論点が整理されておりますが、この評価結果については、いかがでございませうか。

よろしいでございませうか。それでは「事業継続（A）」で「留意事項はなし」ということにさせていただきたいと思ひます。

7番の「正蓮寺川歩行者専用道」についてはいかがでございませうか。「事業継続（B）」というのが所管局の評価結果でございます。資料4の6ページ、それから事務局から御説明がございました資料1の調書に修正が記載されておりますが、こういったところをお目通しいただいた上でお諮りしたいと思ひます。費用便益比の辺りが修正されているというのと、公園事業との一体化のところは明確にされているというところでございますが、いかがでございませうか。

(松島委員) この後の11番と関連していると思ひるので、それと関連してのことですが、拝見して見ますと、例えば必要性等で全く同じ文章が出てきてはいるのですが、記載の問題なのかもしれないのですが、どういう観点で見たら良いのかということをお教へていただきたいと思ひます。例えば歩行者専用道として7番の記載でいうと、関連事業として、11番の公園事業があるという記載していただくのか、若しくは7番と11番は一緒だと見て、全く二つは同一のものというスタンスで記載していただくのか、どちらが良いの分からないところでもあります。

(塚口座長) これは事務局にお尋ねしたいと思ひますが、所管局が違ふということではございますが、市民目線から見ると、同じようなものだとも言えますし、松島委員からの御尋ねに対して、どのようにお考えでございませうか。

(生駒行政評価担当課長) 今の御質問の趣旨は、記載内容の統一という観点でございませうか。

それとも、それぞれの事業が別々に分かれて記載されていることによって分かりにくいのではないかという御指摘でしょうか。

(松島委員) 一応、事業の評価自体は個別でやっていると理解しておりますので、そうであれば、例えば7番の事業の優先度のところで、「総合整備事業の一環として多くの関連事業」と記載してあるのですけれども、その中の一番大きなものはこの11番の公園事業と解釈をして良いのか。この事業ということの意味合いですね。この書き方では、総合整備事業というのが本事業というように読み取れるような気もするのです。また、この事業の優先度の最初の方の細かいところになりますが、この順番でいくと、本事業というのは、歩行者専用道ということに読み取れると思うのですが、文脈的にはこれは総合整備事業が本事業というわけではないのでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) ここでいう本事業は飽くまで7番の正蓮寺川歩行者専用道のことです。正蓮寺川総合整備事業というのは、阪神高速道路などの整備事業も含め、歩行者専用道整備と公園整備の事業をトータルでいっておりますので、いろいろ関連があるということで、多くの関連事業と記載しております。

(松島委員) 例えば「多くの」と書いている中で、例えば11番の事業を挙げていただくと、より明確になるのかと思います。お互いにお互いを引用するような形で記載してはいかがでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) 御指摘の点は分かりましたので、所管局に伝えまして、この辺の表現を含めまして調書も修正させたいと思います。

(塚口座長) 確かに二つの事業が一つの大きな事業の中の一部であるということはどこかではっきりさせておいた方がよろしいでしょうね。修正をお願いしたいと思います。

所管局の評価結果は「事業継続(B)」でございますが、これにつきましてはよろしいでしょうか。

先ほどの松島委員からの御意見は、留意事項というよりも修文でございますから、所管局の評価結果「事業継続(B)」は妥当として、「留意事項はなし」という形でまとめさせていただきたいと思います。

ここから道路事業でございますが、8番の「市道西成区第369号線道路改良事業」、これについてはいかがでしょうか。所管局の評価結果は「事業継続(B)」となっておりますが、いかがでしょうか。

(角野委員) 用地取得率は全体で61%ですが、私有地で95%に達している。一体何

が達していないのかを当然聴きたくなりますよね。本来は前に質問すべきだったのですが、この調書の表現だけを見ると、残りは一体何なのだろうかということで、その部分の実現の見通しはどうかということをもう少し補足していただけたらと思います。

(塚口座長) それについては、この場で御説明いただいたことはなかったでしょうか。要するに公有地なのだけれども、それについて何かここで事務局からお答えいただけることはございませんでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) 公有地でございますので、飽くまで公共団体との協議ということになりますので、民有地買収と比べますと、協議をしっかりとやれば円滑に進むということです。

(塚口座長) 用地取得において、民有地と比べて簡単なはずの公有地でどうして進まないのかという御質問かと思えます。

(生駒行政評価担当課長) 現在、施設がございますので、その今後の在り方を含めて、部分的に買収することについてどうか、つまり、具体的に言いますと、もう少し全体を含めて買取ってほしいとか、いろんなことが協議の中で出ているということを知っております。その辺で少し時間が掛かっていると聞いておりますので、やはり事業の必要性を踏まえて、先方にも一定の御理解はいただきたくしかないかなということで、民有地の方の取得率がかなり高いので、こういう表現にしております。

(塚口座長) どういう形で収めたら良いか御提案はございますでしょうか。

(角野委員) 所管局の評価結果は「事業継続 (B)」としているわけですので、全体の用地取得率は61%だが、民有地の方は既に95%に達しており、公有地についても用地取得の調整に努められたいということで良いのではないかと思います。

(塚口座長) 他の委員の皆様方、いかがでしょうか。民有地が9割を超えているのに、全体の用地取得率が6割となっていることについて、いろいろと事情もあるのですが、出来る限り早く用地取得に努めてください、というような留意事項を付けるということはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

所管局の評価結果「事業継続 (B)」は妥当とし、留意事項を付けるという形でまとめさせていただきたいと思えます。

では、9番の「主要地方道住吉八尾線道路改良事業」についてお諮りいたします。

本事業の所管局の評価結果は「事業継続 (B)」でございます。これにつきましては、

資料4の8ページに記載がございますが、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、所管局の評価結果「事業継続（B）」は妥当として、「留意事項はなし」という形でまとめさせていただきたいと思います。

それでは、10番の「主要地方道大阪狭山線（下高野橋）橋梁架替事業」でございます。資料4の8ページから9ページになりますが、所管局の評価結果「事業継続（A）」ということになっております。資料4の論点を考慮しまして、皆様方から御意見を承りたいと思います。

（角野委員） これも留意事項という扱いで結構なのですが、こうした老朽化インフラの、この場合は橋梁ですが、架替えや延命化というようなことがこれからどんどん起こってくるかと思われまます。そういった中で、この案件については架替えが妥当であろうと思いますが、一般的に老朽化していくインフラへの対応について、長期的、計画的に検討を進めるということが基本となりますので、そういう全体的な計画が必要ということを書いておいた方が良くと思います。

（塚口座長） これは非常に大きなことございまして、この橋梁架替事業にとどまらず、他の橋梁、更には他の老朽化したインフラ全体について言えることございまして、この事業への留意事項という形で付けるのか、こういう問題がこれから度々出てくるので、今後こういうことについてはくれぐれも計画的に対応されたいというような形で最後に全体を見渡してするのか、これはどちらの方がよろしいでしょうか。

今後メンテナンスのことは、非常に重要になってくると思うのですが、どの部分に記載するのがよろしいでしょうか。

（角野委員） それは座長の御提案の方が良いと思います。全体の中で書いていただく方が良くと思います。要するに、我々委員として心配したのは、単発で出されて、それだけの評価というようなことでは非常に判断しづらい部分もこれから出てきますので、全体で記載していただいた方が良くと思います。

（塚口座長） それでは、事務局にお尋ねいたしますが、今回対象の18事業の中の一つの事業に当てはまることではありますが、どちらかという全体を見渡した有識者会議での意見というものを最後に付けるという構成でよろしいのかどうかをお尋ねしておきたいと思ひます。いかがでしょうか。

（生駒行政評価担当課長） 全体を見渡して、今後こういった建設事業の評価をしていくに当たって、そういう観点は非常に重要だということで、総論として記載させていた

だくということは可能でございます。

(塚口座長) では、全体のまとめで角野委員からの御意見について、記載させていただくという形にさせていただきます。

それでは、この橋梁架替事業につきまして、所管局の評価結果の「事業継続 (A)」ということは妥当としまして、留意事項については、今申し上げましたように全体のところで記載するとして、この事業も挙げるのか、あるいはこの事業にも若干の留意事項を付けるのか。体裁的な問題ですので、詳細については事務局と後でお話をさせていただきますでしょう。

いずれにしましても、所管局の評価結果「事業継続 (A)」は妥当として、全体的な意味での留意事項が付くと、こういう形にさせていただきたいと思います。

それでは、11番の「正蓮寺川公園」、これは先ほど7番の「正蓮寺川歩行者専用道」と、正蓮川総合整備事業の一部として位置付けられているものでございます。この11番の事業につきましても所管局の評価結果の「事業継続 (B)」ということになっておりますが、この辺りいかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、11番の「正蓮川公園」につきましては、所管局の評価結果「事業継続 (B)」は妥当として、「留意事項はなし」という形でまとめさせていただきたいと思います。

もう一つ公園事業に関するもので、12番の「津守中央公園」でございます。これにつきましては、進捗率が95%を上回っておりまして、費用対効果分析もしていないというものでございますが、所管局の評価結果「事業継続 (B)」につきましていかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、所管局の評価結果「事業継続 (B)」は妥当として、「留意事項はなし」という形にさせていただこうと思います。

それでは引き続きまして、13番の「長橋住宅地区改良事業」でございます。これにつきましては、皆様方からも幾つかの御意見を既にいただいておりますが、所管局の評価結果は「事業継続 (B)」ということになっております。いかがでしょうか。

水谷委員、何かおっしゃっておられましたね。

(水谷委員) 意見は既に必要性の部分に記入していただいて、反映されておりますので、

結構です。それから前回会議の調書で記載されていましたが国土交通省の新規事業採択時評価の採択基準の部分も削除していただいおり、意見は反映されております。

(塚口座長) 所管局の評価結果の「事業継続 (B)」ということにつきましては、御意見ございませうか。よろしゅうございませうか。では、留意事項はいかがでせうか。前回もかなりいろいろと意見交換をした事業でもありますが、何かその辺りで付すべきものはございませうか。

例えば現在本当に必要な改良住宅の建設戸数が現在の事業規模に書かれているものなかどうか。この辺りの必要な建設戸数を精査しまして、更にコストの縮減を図るなど、効率的あるいは効果的な事業実施に努めていただきたいというようなことを、この前に皆様方の御意見として聴いております。そういうものもあり得るのかとも思いますが、その辺りはいかがいたしませうか。何か御意見があれば。

(松島委員) 資料4の11ページの「事業の必要性」のところに文案が書かれています。

「B/Cが1.01とそれほど大きくないことから、今後、事業進捗に応じて建設戸数の精査やコストの縮減を行うなど、効率的・効果的に事業を実施していくことが必要であると考えられるどうか」ですが、私はこれで結構かと思ひます。つまりこの文を活かしていただくことで良いかと思ひます。この住宅地区改良事業の本来の目的が地区の防災性の向上ということで、それに対して、既存の居住者に対する補償や住居の確保というのが適切に行われているか、また今後どの程度の改良住宅を建設すべきかについてのチェックは当然必要だと思ひますので、この文案で結構かと思ひます。

(塚口座長) 留意事項として念押しをする必要はないということでございませうね。

(松島委員) そうです。

(塚口座長) 要するに、この資料4の11ページのところで、「効率的・効果的に事業を実施していくことが必要である」で止めて、この有識者会議のとりまとめ意見ということになるわけでございますので、更に付すべき意見として、留意事項として挙げることはないということでございませう。そういうことで皆様方、よろしゅうございませうか。

それでは、所管局の評価結果「事業継続 (B)」は妥当として、「留意事項はなし」という形で、この11ページの文案を「実施していくことが必要である」としていただきたいと思ひます。

それでは、14番からは17番までの港湾局所管事業になります。まず14番の

「大阪港内公害防止対策事業」でございます。所管局の評価結果は「事業継続（C）」ということになっておりますが、これについてはいかがでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、所管局の評価結果「事業継続（C）」は妥当として、「留意事項はなし」ということにさせていただきます。

それでは、15番、16番の先ほど港湾局から追加説明をいただいた事業の意見でございます。まず、15番の此花西部臨港緑地整備事業につきまして、所管局の評価結果は「事業休止（D）」ということになっております。これにつきましてはいかがでしょう。この評価結果に何らかの留意事項を付けるかどうか、ということをお尋ねしたいと思います。

これについて、「事業休止（D）」でよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。よろしく申し上げます。

（水谷委員） 「事業休止（D）」で構わないのですが、大規模地震における防災緑地の必要性は変わっていないので、事業を休止することによって、もしそういった災害が起きた場合の対策についても考えておいてくださいという留意事項を付けるべきかと思えます。今、東日本大震災のあった直後で、非常に危機意識が上がっているところで、それに対応できていないということが懸念されますので、この事業は必要であるが、当面ちょっと休止するので、休止期間中に災害対応できるような体制をきちっと整えてくださいということを明記しておいても良いのではないかと思います。

（塚口座長） いかがでございましょうか。そういういつ起こるか分からない災害ですから、それに対しての備えは怠らないようにお願いしますという留意事項を付すということで、よろしゅうございましょうか。

それでは、留意事項を付けるという形にさせていただくとともに、所管局の評価結果「事業休止（D）」は妥当として、事業を再開する場合は事業継続の妥当性について改めて事業再評価を実施すべきであるということをつけさせていただきます。

それでは、16番の「中央突堤臨港緑地整備事業（物揚場整備事業を含む）」につきまして、先ほど少しずつ事業を進めていくという追加説明がありましたが、所管局の評価結果は「事業継続（C）」ということになっております。いかがでございましょうか。埋立部分については、しばらく先の着手となるわけですが、既存部分の緑地の整

備を進めるということでございました。これについていかがでしょうか。

(角野委員) 先ほどの説明で既存部分は、埋立部分を着手する27年度までに完了させ、埋立部分については、コスト削減等を検討した上で、着工するということでしたが、これは事業全体が「事業継続(C)」という評価なのか、既存部分は「事業継続(C)」で、これから着工する埋立部分については、限りなく「事業休止(D)」に近いということなののでしょうか。後者のように理解してしまったのですが、間違っていますでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) その辺の御判断もあり得るかと思っております。過去の事例で、街路事業で橋梁部分とそれ以外の部分とで評価が分かれまして、橋梁部分だけを休止するという「部分休止」と評価されたものがございます。今回は埋立部分だけを切り離せるかどうかというのが御判断だと思います。少し様子を見てから再度考えるべきだという御意見というのはあり得るかと思っております。本日の説明では、一応5年以内に着手し、順次予算を確保しながら実施していくと説明がありましたので、その辺をどう評価するのかということだと思います。

(角野委員) 現地に倉庫用地があって、その土地の有効活用が本当にできるのかどうかというのが課題になっているわけですが、埋立てを実施するかどうかによって、今後その土地利用転換の検討が大きく変わることになると思うのです。今、埋立て実施の方向を示すことによるインパクトと、当分の間は埋立て実施の予定なしとすることによるインパクトとでは随分違ってしまおうと思われまます。私も今すぐにこうすべきだとはなかなか答えられない状況ですので、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

(塚口座長) A、B、C、D、Eという評価分類になっておりますけれども、最終的に市から国へ報告されるような場合は継続か中止かの二つしかないですね。

(生駒行政評価担当課長) はい、そういうことです。

(塚口座長) それでは余りにも極端であるということで、継続と中止との間に休止Dというのが入ってきたのだと思います。中止というのは一切合切全部やめてしまうわけですから、これを再度立ち上げるのはものすごく大変です。それでDという評価を入れたわけですが、BとCとの差に比べてCとDとの差はかなり大きいものとなります。だから角野委員が言われるように、Dと評価した場合に、それが悪い影響を及ぼすということがないわけではないですね。ここは我々の判断だと思います。所管局としては、5年以内に着工するよう何とか努力すると言っているわけであって、それが本当

にできるのかどうか。埋立部分とその他の部分とに分けて考えることもできますから、ここで事業を二つに分けて、既存部分の整備等をCとし、そして埋立部分をDとするという手もあるわけです。これは有識者会議の意見としてどう判断をするのか、委員の皆様方の御意見をお聴きした上で決めてはと思うのですが、いかがでしょうか。

(高瀬委員) 理屈の面ではそうだと思うのですが、実際には埋立部分をどうするのがポイントかと思います。これだけの資料ではどう判断して良いのか、私にはよく分かりませんが、座長がおっしゃったようにCとDというのはやるかやらないかの境目で、影響が結構大きいということでもあります。重要な事業であることは皆さん認識されていることですので、ほとんど予算がつかないということが資料的に言えるのであれば、そういう判断もありかと思うのですが、そうではなかったら、これを急に切り離すにはこの資料だけでは判断できないと思います。取りあえずは所管局の自己評価でやむを得ないのかなと思っております。

(塚口座長) ほかに。どうぞ。

(水谷委員) 私自身は、結論から言いますと、所管局の自己評価の「事業継続(C)」で良いのではないかと考えております。ただ、皆さんも思っておられるように埋立部分については、もう少し後の情勢を考えて実施した方が良いと考えるならば、付すべき意見として、今後の情勢を検討した上で埋立部分の着手に取り掛かるという方向性、つまり慎重に実施していただきたいということで良いのではないかと考えています。

(塚口座長) 両委員から「事業継続(C)」ということを確認した上で、そして、若干の留意事項を付けるというのが妥当ではないかということでしたが、いかがでしょうか。他の委員の方もおおよその方向でお認めいただけるものならば、所管局の評価結果の「事業継続(C)」は妥当としまして、埋立部分に関しては今後の社会情勢を見ながら慎重に実施してください、という形でまとめさせていただいてよろしゅうございませうか。

では、表現は事務局とで修正させていただくといたしまして、そういう方向でまとめさせていただきます。

それでは、17番の「新人工島土地造成事業」につきまして、いかがでございませうか。これは所管局の評価結果は「事業休止(D)」ということになっております。これについて御意見ございますでしょうか。

特にございませぬでしょうか。

では、所管局の評価結果「事業休止（D）」は妥当とさせていただきます。

最後に18番の「泉尾配水場建設工事」につきまして、いかがでございましょうか。所管局の評価結果は「事業継続（A）」となっております。これにつきましていかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、所管局の評価結果「事業継続（A）」は妥当とし、「留意事項はなし」ということにさせていただきます。

それでは、もう一度全18事業を見渡しまして、「有識者会議の意見」である「留意事項」を確認させていただきたいと思えます。

まずは、5番の「十三吹田線」でございしますが、これにつきましては、他と比べまして用地取得率がやや低い水準にとどまっておりますので、用地取得について更に努力させていただきたいというような留意事項を付けさせていただきます。

次に、8番の「市道西成区第369号線道路改良事業」につきましては、私有地の買収が9割を超えているが、私有地以外の取得が進んでいないということでございますので、私有地以外の用地取得に更に努めてくださいというような留意事項を付けていただきたいと思います。

10番の「主要地方道大阪狭山線（下高野橋）橋梁架替事業」、これにつきましては、後にいたしたいと思えます。

それから、15番の「此花西部臨港緑地整備事業」でございしますが、留意事項を付けることといたしまして、事業休止中の緊急時には十分に対応できるように対策を考えておいてくださいというような留意事項を付けさせていただきたいと思えます。

続いて16番の「中央突堤臨港緑地整備事業（物揚場整備を含む）」でございしますが、これにつきましては事業継続のCは妥当とするものの、埋立部分の事業がかなり長期間を要しますので、その部分については今後の状況を見て慎重に着手されたいというような留意事項を付けさせていただきたいと思えます。

それから、今後の建設事業全体を通しまして、我が国のインフラストラクチャーの老朽化が急激に進む状況になっておりますので、老朽化しつつあるインフラへの対応に関しては、全体的な計画を立案して適切に対応していただきたいと思いますというような旨の意見を付けさせていただきたいと思えます。

要するに角野委員が言われたのは、大きな意味で非常に重要なこととございします。今回の対象事業では10番のところに関連しているので、何らかをそこで記載してい

ただいた方が良いですかね。

(角野委員) 全体に関わることなので、全体のところではしっかり記載しておきたいと思いますね。

(生駒行政評価担当課長) 第1回会議の資料で「主な橋梁事業の事業箇所図」において「高齢橋の架替」事業箇所も示されておりましたので、個別の事業でというよりも、むしろ全体でしていただいた方が良くと思います。

(塚口座長) では、全体的な意見として記載させていただくことにいたしましょう。

そういたしますと、全18の事業につきまして、所管局の評価結果は全て妥当とはいたしました。今、私が整理いたしましたように幾つかの留意事項を付させていただきますと思います。

なお、15番及び17番は「事業休止(D)」でありますから、そうした場合に通常付すべき意見として「事業を再開する場合は事業継続の妥当性について改めて事業再評価を実施すべきである」というのがございますので、留意事項として併せて付けていただきたいと思います。

それでは、全18事業につきまして、このような形でまとめさせていただきますと思います。

また、次年度以降について、例えばこういうような形で再評価をしていただいたらどうかとか、この有識者会議の進め方全般にわたりまして、改善点などがありましたら御意見いただければ、事務局で適切に対応いただけると思います。何か御発言ございますでしょうか。

出来るだけ客観的に結論に近いところまではシステマティックに位置付け、最後の部分においては、我々の議論をもって最終的に判断する、と言ってしまえばそういうことだと思うのですが、その辺りにつきまして何か御提案がございましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(水谷委員) 細かいことで恐縮なのですが、今までに各所管局の資料に用いられている写真で、非常に混雑していると説明文に記載しておきながら、余り混雑している状況が写っていないというものがありません。多分撮影の時間帯が原因でそうなったのかと思いますが、資料の説明文と一致するような写真を採用してもらえたらと思います。

(塚口座長) 確におっしゃるとおりで、私なども交通調査をしておりますので、なか

なか良い写真が撮れないという事情も承知しておりますが、できるだけ議論がしやすくなるような写真を用意していただけるよう所管局にお伝えいただければと思います。よろしくをお願いします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、特にないようでございますが、本日の議論に基づきまして、市政改革室の方でこの会議の意見としてとりまとめていただくということになっておりますので、事務局におかれては、とりまとめをよろしく願いいたします。

それでは、今後の予定について、事務局から御説明いただけますでしょうか。

(生駒行政評価担当課長) その前に先ほどの座長に確認いただいた内容に加えまして、7番と11番との両方の関連で記載事項の修正ということがございました。これについても、併せて反映させていただきたいと思います。

どうも熱心な御議論ありがとうございました。本日の会議で議論いただいた内容を基にして、事務局の方で有識者会議の意見のとりまとめの原案を作成いたしまして、各委員の皆様はその内容を御確認いただいた上で、座長に最終的な御確認をいただきまして、12月に公表する予定にしております。

なお、公表資料の用語の統一など、細かな文言の修正等につきましても、事務局で対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塚口座長) ただいまの事務局からの御説明につきましては、何か御質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局から最後に何かございますでしょうか。

室長さん、お願いいたします。

(谷川市政改革室長) 市政改革室長の谷川でございます。

本日も本当に長時間にわたる御議論、誠にありがとうございました。委員の皆様方の御意見を座長の方で整理していただき、方向性を明確にさせていただきました。特段のことがない限り、本年度のこの有識者会議は本日をもって、皆さんにお集まりいただくのは最後になるかと思いますので、少しお礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

今年度の事業再評価の対象事業は18事業、5局に及ぶということで、非常に多うございました。その中で先月の10月6日より3回にわたりまして、本当に短い期間、タイトなスケジュールの中で貴重なお時間をちょうだいしました。また、本番の会議

だけではなく、事前の準備ということでいろいろな資料を御覧いただきましたことにつきましても、本当に貴重なお時間をちょうだいいたしました。また、非常に有意義な御意見をちょうだいしたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

所管局でもそれぞれ自己評価をさせていただいておりますが、やはりこういう場で、また委員の先生方からいろいろな御意見、我々が気付かないところを御指摘いただくということで、この3回にわたる会議は本当に有意義なものでございました。改めて感謝申し上げる次第でございます。

今後につきましては、先ほど事務局からございましたように、12月に取りまとめ結果を公表させていただきますが、その後、いただきました御意見を基にしまして、所管局で十分に検討を進めた上で、来年2月頃を目途に、対象となりました18事業につきまして、市としての対応方針を公表させていただく予定としております。

また、その際には、改めまして委員の先生の皆様にも御報告させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

繰り返しになりますけれども、座長をはじめ委員の皆様方には、本当にこの有識者会議の進行、開催に当たりまして御尽力いただきましたこと、改めて感謝申し上げる次第でございます。また、今後とも引き続きよろしく御指導、御助言をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(生駒行政評価担当課長) 意見のとりまとめの原案につきましては、私どもの方で作成でき次第、各委員の皆様へメールで送らせていただきますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御確認いただきまして、何かございましたら、お手数ですが事務局まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

また、今後の日程につきましては後日御案内させていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

(塚口座長) それでは本日の有識者会議はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —